

京都市告示第761号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、令和8年度京都市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第29条の規定に基づき、告示します。

令和8年3月31日

京都市長 松井 孝治

令和8年度京都市一般廃棄物処理実施計画

京都市環境政策局

令和8年3月

目次

第1章	ごみ処理実施計画	1
1	ごみ	1
(1)	市受入ごみの発生量の見込み	1
(2)	処理主体	1
(3)	ごみの区分及び排出・収集方法	1
(4)	収集運搬・中間処理・最終処分の計画	4
(5)	ごみの減量等計画	10
2	動物の死体	12
(1)	種類と発生量の見込み	12
(2)	処理主体	12
(3)	収集運搬の概要	12
(4)	収集運搬・中間処理・最終処分の計画	12
第2章	生活排水処理実施計画	13
1	し尿及び浄化槽汚泥の発生量見込み	13
2	処理主体	13
3	収集運搬の概要	13
4	収集運搬及び処理の計画	13
(1)	前処理施設の概要	13

【語句の定義】

本計画において使用する用語は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、以下のとおりとする。

- 市受入ごみ
 - 家庭ごみ
 - 家庭での日常生活から排出される、燃やすごみ、資源ごみ及び大型ごみ等。
市で収集するほか、一部のマンション等では、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が収集。
 - 燃やすごみ
 - 家庭での日常生活から排出されるごみのうち、資源ごみと大型ごみ等を除くごみ（家庭から出る生ごみや資源化できない紙くず等）
 - 資源ごみ
 - 市が定期的に収集する資源ごみ（プラスチック類[※]、缶・びん・ペットボトルなど）、拠点で回収する資源ごみ（蛍光灯、乾電池、使用済てんぷら油など）
 - 大型ごみ
 - 家庭での日常生活から排出される、家具や寝具、電気器具（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）などの大型のごみ
 - 不法投棄ごみ等
 - 不法投棄ごみ及び都市美化ごみ（街頭ごみ容器に排出されるごみ、道路・河川・公園の清掃により生じたごみ等）
 - 事業ごみ
 - 事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くごみ
 - 業者収集ごみ
 - 事業者等が日々排出し、許可業者が定期契約に基づき市処理施設に運搬するごみ
 - 持込ごみ
 - 事業者又は市民が臨時的に排出し、自らの運搬等により市処理施設に搬入するごみ

注 市の処理施設で処理されているもののほか、古紙類、せん定枝、食品廃棄物等のリサイクルが可能なものについては、店頭回収や集団回収などの民間回収や、民間の再資源化施設へ搬入されている。

※ 家庭から排出されるプラスチック製容器包装及びプラスチック製品（100%プラスチック素材を使用したもの又は大部分がプラスチック素材であるもの）

第1章 ごみ処理実施計画

1 ごみ

(1) 市受入ごみの発生量の見込み

357, 100 t/年

備考 他都市受入分、集団回収量、民間施設への直接搬入量は含まない。

(2) 処理主体

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	市（直営又は委託）、許可業者等	市（直営又は委託）、一般廃棄物処分量許可業者等	市（直営又は委託）
事業ごみ	許可業者、排出者等	市（直営又は委託）、一般廃棄物処分量許可業者等	市（直営又は委託）

(3) ごみの区分及び排出・収集方法

排出及び収集方法について、通常時の方法について記載する。災害時などやむを得ない場合は、この方法に寄らず、市が行うことがある。

ア 家庭ごみ

(ア) 定期収集

区分	収集方法		排出方法 ^{※2}	備考
	主体	収集回数 ^{※1}		
燃やすごみ ^{※3}	市	週2回	市長が指定する袋*を使用し、原則定点 ^{※4} に排出	—
	許可業者	排出者と許可業者との契約に基づき決定	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により、契約に基づく場所へ排出	市収集の定点に排出してはならない。
資源ごみ	市	週1回	市長が指定する袋*を使用し、資源ごみの定点へ排出	—
		プラスチック類		
		月1回	透明袋を使用し、資源ごみの定点へ排出	透明袋には「金属」と書いた紙を貼るか、袋に直接「金属」と記入
	月2回	ひもで縛る若しくは紙袋又は透明袋を使用し、資源ごみの定点へ排出	コミュニティ回収及び古紙回収業者を優先的に活用	
	許可業者	排出者と許可業者との契約に基づき決定	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により、契約に基づく場所へ排出	透明袋（無色透明又は白色透明に限る）により、契約に基づく場所へ排出
「缶・びん・ペットボトル」、 「プラスチック類」及び 「小型金属類・スプレー缶」				
新聞、ダンボール、雑がみ及び紙パック	ひもで縛る若しくは紙袋又は透明袋を使用し、契約に基づく場所へ排出	市収集の定点に排出してはならない。		

区 分	収集方法		排出方法※2	備 考
	主体	収集回数※1		
大型ごみ	市	申込に対し その都度	電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ処理手数料券（シール）を貼付し、市が指定された場所へ排出	—

※1 年末年始は特別作業の日程によって実施する。

※2 市が収集するごみは、地域ごとに定める日の朝8時までに排出する。

※3 8月の精霊送りの供物に限り供物受納場所に排出されたものを収集する。

※4 地域で決めていただいたごみ集積場所

(*) 市長が指定する袋

袋の種類	ごみ種	容量	材質	袋の色	製造者
京都市 家庭ごみ 有料指定袋	燃やすごみ用	45L/30L/ 20L/10L/5L	高密度ポリエチレン (低密度ポリエチレンを約 10%使用、バイオマスポリ エチレンを10%以上使用)	黄色 半透明	市
	資源ごみ用 (缶・びん・ペットボトル及 びプラスチック類に限る。)	45L/30L/ 20L/10L	低密度ポリエチレン (バイオマスポリエチレ ンを10%以上使用)	無色 透明	
ボランテ ィア袋	公園・緑地ごみ、 落ち葉用	45L	高密度ポリエチレン	ナチュ ラル 半透明	
	燃やすごみ用	30L	高密度ポリエチレン (低密度ポリエチレンを約 10%使用、バイオマスポリ エチレンを10%以上使用)		
		10L	高密度ポリエチレン		
	資源ごみ用	30L	高密度ポリエチレン		

(イ) 定期収集以外の資源ごみの収集方法

種 類	収集方法	対象品目
拠点回収※	各区役所・支所内のエコ まちステーションや各ま ち美化事務所、上京リサ イクルステーション、京 都市内の協力店等で回収	古紙（新聞及びダンボール）、雑がみ、紙パック、 使用済てんぷら油、古着類、乾電池、ボタン電池、充 電式電池、蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、小型家 電、磁気テープ類（ビデオテープ、カセットテープ等） インクカートリッジ、リユースびん、刃物類、使い捨 てライター、陶磁器製の食器、小型金属類・スプレー 缶の以上18品目
移動式 拠点回収	学校や公園などの場所に 市が出向き回収	（平日開催）18品目、せん定枝（木の枝） （土日祝開催）18品目、せん定枝（木の枝）、有害・ 危険ごみ（石油類、医薬品・農薬、化学薬品・塗料・ ワックス・絵の具、洗浄剤）
クリーンセ ンターでの 古紙類回収	クリーンセンター内の持込 ごみの受付前等に設置され たボックスで回収	古紙（新聞及びダンボール）、雑がみ

※ 回収場所ごとに対象品目は異なる。

(ウ) 不法投棄ごみ等の収集

区 分	収 集 方 法
都市美化ごみ	街頭ごみ容器に排出されるごみや道路、河川、公園の清掃によるごみ等、環境保全上、市長が収集の必要性を認めるものを市が随時収集
不法投棄ごみ	不法投棄箇所から市が随時収集

イ 事業ごみ

種類等	排出方法	備 考
新聞、ダンボール、雑がみ及び紙パック	回収事業者又は許可業者が指定する場所へ排出又は排出事業者自らが運搬し民間の再資源化施設へ排出	—
新聞、ダンボール、雑がみ及び紙パック以外	透明袋(無色透明又は白色透明)により許可業者との契約に基づく場所へ排出又は排出事業者自らが本市の焼却施設へ排出	産業廃棄物は混入させないこと。食品廃棄物(魚アラ含む)、せん定枝、廃木材などのリサイクルが可能なものについては民間の再資源化施設を利用してリサイクルを図ること。

ウ 排出禁止物

条例第30条に規定する「次に掲げる一般廃棄物で別に定めるもの」について、下表のとおり、具体的品目を定める。

条例30条に掲げる一般廃棄物	具体的品目
(1) 有害な物質を含む一般廃棄物	鉛蓄電池、PCB使用部品、太陽光パネル等
(2) 著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚泥、腐敗した動植物性残渣等
(3) 一般廃棄物の処理に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	使用済注射針・注射器、ガスボンベ(高圧ガス保安法適用対象に限る)、消火器、劇物・毒物等の薬品類等
(4) 体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車、オートバイ、原動機付自転車、ピアノ、タイヤ、耐火金庫(50cm角以上)、大型モーター、ドラム缶等

エ 法令に基づき本市が収集しない一般廃棄物

品目	根拠法令	排出方法
特定家庭用機器廃棄物 (テレビ、エアコン、 冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機)	特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)	販売店等に収集を依頼するか、家電メーカーが指定する指定引取場所に直接持ち込む。
パソコン(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)	資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)	メーカー等による自主回収。回収するメーカーがない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会又は市が協定を締結した事業者による宅配便回収により排出する。

オ 分別義務の対象

条例第38条及び第39条に規定する分別義務の対象となる区分を下表のとおり定める。

ごみ	分別義務の対象とするもの
家庭ごみ	缶・びん・ペットボトル
	プラスチック類
	小型金属類・スプレー缶
	新聞、ダンボール、雑がみ、紙パック
	大型ごみ
事業ごみ	新聞、ダンボール、雑がみ、紙パック

(4) 収集運搬・中間処理・最終処分の計画

ア 収集運搬に係る施設

名称	担当行政区	所在地
東部まち美化事務所	北区、上京区及び左京区	京都市左京区高野西開町34番地の3
山科まち美化事務所	山科区及び伏見区（醍醐管区のみ）	京都市山科区小野弓田町3番地
南部まち美化事務所	東山区、下京区及び南区	京都市南区西九条森本町50番地
西部まち美化事務所	中京区及び右京区	京都市右京区西院西貝川町57番地の1
西京まち美化事務所	西京区	京都市西京区榎原秤谷町37番地
伏見まち美化事務所	伏見区（ただし、醍醐管区を除く）	京都市伏見区横大路千両松町447番地
北積替所		京都市上京区下清蔵口町132
旧西部圧縮梱包施設		京都市西京区大枝沓掛町26番地

イ 中間処理施設

(ア) 焼却施設

施設名称	型式	処理能力	所在地
南部クリーンセンター	全連続燃焼式	500 t / 日	京都市伏見区横大路八反田29番地
東北部クリーンセンター		700 t / 日	京都市左京区静市市原町1339番地
北部クリーンセンター		400 t / 日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地

(イ) 余熱利用等

施設名称	余熱利用等
南部クリーンセンター	所内給湯、発電設備（焼却施設：14,000kW×1基、バイオガス化施設：1,000kW×1基）及び横大路体育館への電力供給
東北部クリーンセンター	所内給湯、暖房及び発電設備（15,000kW×1基）
北部クリーンセンター	所内給湯、暖房、発電設備（8,500kW×1基）及びやまごえ温水プールへの電力供給

(ウ) 破砕施設

施設名称	型式	処理能力	所在地
南部クリーンセンター選別資源化施設	(粗大ごみ) 縦型高速回転破砕機、 (弾性ごみ) 縦型切断機	180t/6時間 (粗大ごみ140t/6時間、 弾性ごみ40t/6時間)	京都市伏見区横大路八反田29番地
東北部クリーンセンター破砕施設	多軸式低速回転破砕機	80t/6時間	京都市左京区静海市原町1339番地

(エ) 再資源化施設

対象品目	主体	施設名称	処理能力	所在地	備考
缶、びん 及び ペットボトル	市 (直営)	京都市南部資源リサイクルセンター	60t/日	京都市伏見区横大路千両松町447番地	運営委託
		京都市北部資源リサイクルセンター	40t/日	京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地	運営委託
	一般廃棄物処分業許可業者	エム・アール・シー	4.95t/日	京都市南区上鳥羽麻ノ本町7番地、14番地	
		エヌズトランス	3.78t/日	京都市南区上鳥羽南鉦立町49番地1	
プラスチック類	市 (直営)	京都市横大路学園	20t/日	京都市伏見区横大路千両松町277番地	運営委託
	市 (委託)	信和商事	200t/日	京都府八幡市八幡久保田1番地	
		Jサーキュラーシステム川崎スーパーソーティングセンター	74.88t/日	神奈川県川崎市川崎区水江町5	
		レゾナック川崎事業所	286t/日	神奈川県川崎市川崎区扇町5番地1	
		旭鉦石リサイクリング旭	39.6t/日	徳島県徳島市飯谷町枇杷の久保20	
		DINS関西R&E事業所	102.72t/日	大阪府寝屋川市太秦高塚町12番1号	
一般廃棄物処分業許可業者	カンポ	107.95t/日	京都市伏見区羽束師古川町403番地1ほか		
廃食用油	再資源化事業者	レボインターナショナル京都工場	30,000L/日	京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字金井谷1番地52宇治田原工業団地35号地	

対象品目	主体	施設名称	処理能力	所在地	備考
厨芥類 及び紙類	市 (直営)	南部クリーンセンター バイオガス化施設	60 t/日	京都市伏見区横大路八 反田 29 番地	運営委託
厨芥類 (魚アラ)	再資源化 事業者	金子あらや商店	144 t/日	愛知県豊橋市大岩町字 大穴 104-1	
厨芥類	一般廃棄 物処分業 許可業者	京都有機質資源	252 t/日	京都府長岡京市神足落 述 1 番地	
		水口テクノスリサイク ルセンター	22.2 t/日	滋賀県甲賀市水口町松 尾 362 番地 22 ほか	
		エム・シー・エス	18.8 t/日	三重県伊賀市島ヶ原 8801 番地の 8	
		関西再資源ネットワーク	36 t/日	大阪府堺市西区築港新 町四丁 2 番 5	
		大栄工業	(堆肥化) 40 t/日 (メタン発酵) 62.3 t/日	三重県伊賀市真泥字東 山 5024-2 ほか	
	再生利用業 指定業者	植田油脂	30m ³ /日	大阪府大東市新田北町 84 番地	
	一般廃棄 物処分業 許可業者	日野ドリームファーム	2.7 t/日	滋賀県蒲生郡日野町大 字西大路 2658 番地の 1	
		イガ再資源	85 t/日	三重県伊賀市西之澤字 薄木谷 1486-6	
		日映志賀	9.52 t/日	滋賀県大津市伊香立北 在地町 515 番地	
		安田産業	1 t/日	京都市右京区京北塔町 隠谷 1 番	
馬 糞	再生利用業 指定業者	徳山産業	12 t/月	大阪府高槻市原 3018 番 地	
せん定枝	一般廃棄 物処分業 許可業者	J A 京都中央 コンポステーション	18.5 t/日	京都市左京区静市静原 町 1092-2	
		ヨードクリーン	(破碎) 55.3 t/日 (堆肥) 10.8 t/日	京都市西京区榎原秤谷 町 39 番地の 1 ほか	
木くず	一般廃棄 物処分業 許可業者	京都エコサービス	95 t/日	京都市南区東九条南松 田町 34 番地	
		木材開発	290 t/日	京都市伏見区横大路 千両松町 45-1-2	
		伏見クリエイト	93 t/日	京都市伏見区久我西出 町 4 番地 38	
		ジェネス	16.8 t/日	京都市南区上鳥羽石橋 町 250 番地	
		大剛	163.2 t/日	京都府八幡市上奈良日 ノ尾 1 番地の 7 ほか	
		日本ウエスト	420.16 t/日	京都市伏見区横大路千 両松町 71 番 2	
		京都環境保全公社	60 t/日	京都市伏見区横大路千 両松町 126 番地	
		H I R A Y A M A	120 t/日	京都市伏見区深草馬谷 町 24 番地 7 ほか	

(オ) 中間処理施設での受入（直接搬入の場合）

a 受入施設

南部クリーンセンター及び東北部クリーンセンターとする。

ただし、例外的に北部クリーンセンターへ搬入を行う場合は、環境政策局の指示により行うものとする。

b 搬入方法

- ・ インターネット又は電話により前日までに申込みを行うこと。
- ・ 可燃物、可燃物のうち大型のもの及び不燃物に区分して、それぞれ処理施設に搬入すること。
- ・ 排出者本人が持ち込むこと（受付時に身分証を確認）

c 受入時間

第2、4土曜日以外の土曜日、日曜日及び年末年始休業日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

d 受入基準（条例第35条及び「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第14条関係）

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	家電リサイクル法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	資源有効利用促進法に規定するパソコン（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。）
	新聞、ダンボール、雑がみ及び紙パック
	産業廃棄物
	有害な物質を含む廃棄物
	著しい悪臭を発生させる廃棄物
	爆発又は引火のおそれがある廃棄物 ^{※1}
	可燃物 ^{※2} で体積又は重量が著しく大きい廃棄物
	不燃物 ^{※3} で容易に飛散し、又は流出するおそれがある廃棄物
	その他本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
焼却施設及び破砕施設	条例別表第1備考1に規定する特定資源ごみのうち、再生利用をすることができるもの
特定の廃棄物の再生を目的とする施設	当該特定の廃棄物以外の廃棄物

※1 リチウムイオン電池等の充電式電池、石油類、カセットボンベ・スプレー缶等

※2 金属部を除いた家具、生ごみ、紙くず等のそのまま燃えるごみ

※3 ガレキ類、ガラス類、陶磁器類、レンガ、ブロック等の燃えないごみ

(カ) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理の受入

船井郡衛生管理組合（以下「船井衛管」という。）管区内で発生する可燃ごみの一部を本市の焼却施設で処理する。

受入施設名称	受入量	備考
北部クリーンセンター	5,700 t	焼却処理に伴い発生する焼却残渣相当量*は船井衛管が引き取り適正に処分する。

※ 受入量に残灰率 13%を乗じた量 (741t)

ウ 最終処分計画

(ア) 最終処分場の概要

名称	全体面積	埋立面積	埋立容量	所在地
東部山間埋立処分地	156 万 m ²	24 万 m ²	350 万 m ³ (覆土約 100 万 m ³ を除く)	京都市伏見区 醍醐上山田ほか
大阪沖埋立処分場及 び神戸沖埋立処分場 (大阪湾広域臨海環 境整備センター)			459,883 m ³ (京都市割当分)	大阪港及び 神戸港

(イ) 最終処分場での受入（直接搬入の場合）

排出者等からの直接搬入は原則受け入れない。ただし、災害により生じた廃棄物等、市が認めるときは受け入れる場合がある。

エ 収集運搬、中間処理、最終処分計画量

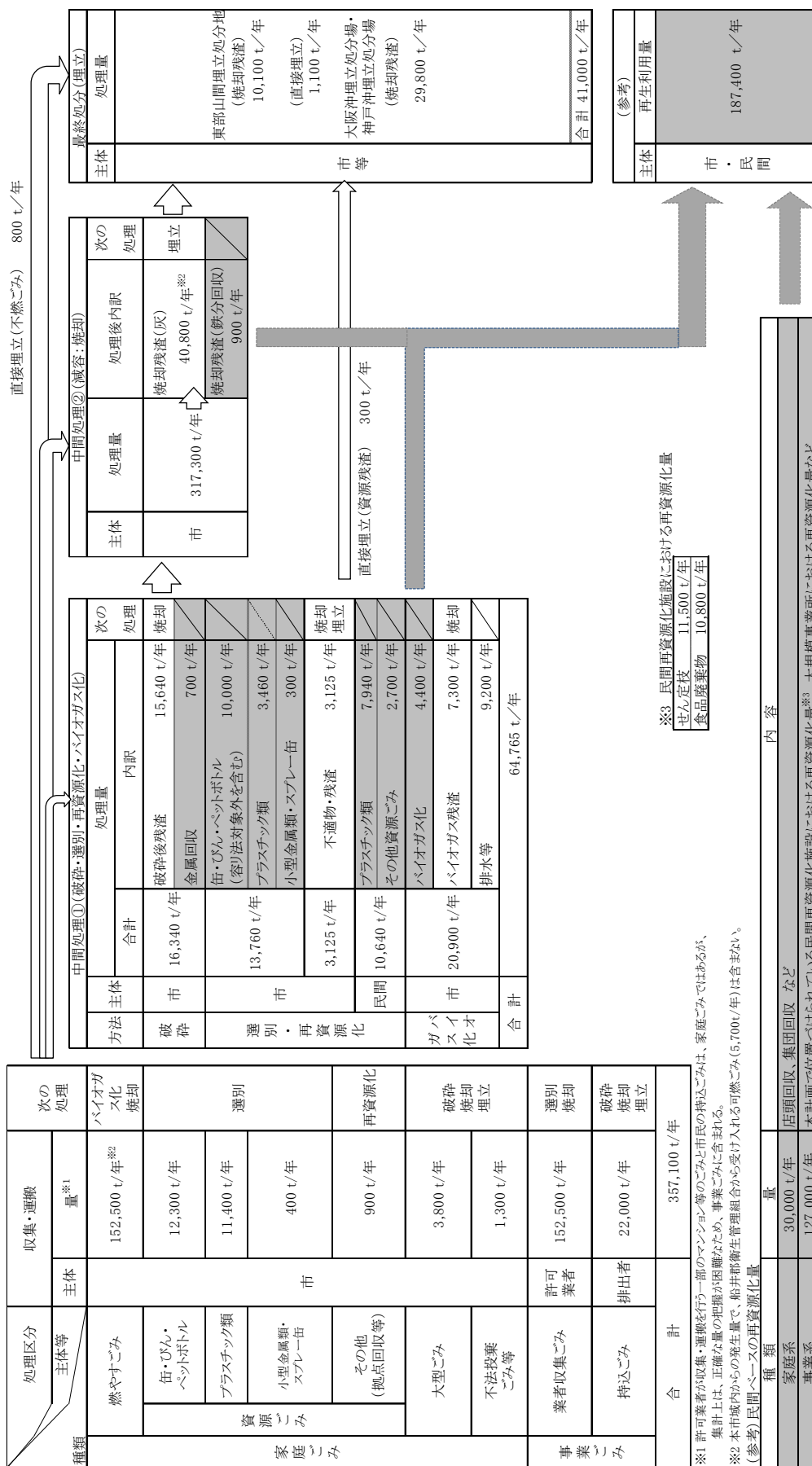


図 ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

(5) ごみの減量等計画

重点的に取り組む施策は、次のとおり。各施策の詳細は、京・資源めぐるプラン 2025 改定版（一般廃棄物処理基本計画）「3.2 6つの重点施策」（p17～p28）参照。

ア 発生抑制の推進

- (ア) 市民・事業者への具体的行動の提示・実践
- (イ) 次世代へのしまつのこころの継承
- (ウ) 「しまつのこころ条例」の点検

イ 資源循環の強化

- (ア) 資源物回収拠点の拡充
- (イ) リユースの促進
- (ウ) 市ごみ処理施設へのストックヤードの確保
- (エ) 店頭回収等の促進
- (オ) 分別方法の周知啓発や指導の徹底
- (カ) 地域・事業者の自主的な分別・リサイクルの取組支援
- (キ) 再生資源（リサイクルされた資源）の活用促進
- (ク) より質の高い資源循環に向けた取組の提案・情報発信

ウ 生ごみ（食品廃棄物）対策

- (ア) 食品ロスの削減
 - a フードテックサービスの利用促進
 - b フードバンク活動の支援・フードドライブの実施
 - c 市民・事業者と連携した取組の推進・支援
- (イ) 生ごみの資源循環
 - a 家庭系・事業系生ごみのバイオガス化の検討・研究
 - b 事業系生ごみの食品リサイクル推進
 - c 業者収集ごみの搬入手数料の点検

エ プラスチック・衣類対策

- (ア) プラスチック対策への機運醸成
- (イ) 使い捨てプラスチックの削減

- a 容器包装削減やリユース食器利用、素材代替の促進
- b レジ袋（プラスチック製買物袋）の更なる削減
- c ペットボトルをはじめとした使い捨て飲料容器の削減
- (ウ) プラスチックの資源循環
 - a プラスチック類の分別回収の促進
 - b ペットボトルのより質の高い回収・リサイクルの推進
- (エ) 衣類ごみの発生抑制
- (オ) 衣類の資源循環

- オ 観光ごみへの対応
 - (ア) 観光関連事業者の取組促進
 - (イ) 散乱ごみ対策の充実

- カ 適正処理の確保のためのごみ処理体制の維持・更新
 - (ア) リチウムイオン電池対策
 - (イ) 長寿社会の進展への対応
 - (ウ) 適切な直営・民間連携によるごみ処理体制の維持・更新
 - (エ) 災害廃棄物処理体制の強靱化

2 動物の死体

(1) 種類と発生量の見込み

種 類		発生量の見込み
犬、猫等の死体	市民がペットとして飼育、又はペットとして飼育を目的として繁殖された動物など野生動物以外の死体	6,300 体/年
野生動物の死体	自然死や交通事故等による野生動物の死体	
捕獲動物の死体	野生動物のうち、有害鳥獣対策等によって市が捕獲した動物の死体	2.0 t/年
実験動物の死体	実験等によって生じた動物の死体	54 t/年

(2) 処理主体

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
犬、猫等の死体	市(直営又は委託)*	市(委託)	市(直営)
野生動物の死体			
捕獲動物の死体			
実験動物の死体	許可業者	一般廃棄物処分業許可業者	一般廃棄物処分業許可業者等

* 市以外が管理する道路や河川などでの野生動物の死体はその管理者が運搬

(3) 収集運搬の概要

種 類	概 要
犬、猫等の死体	申込みによりその都度、各戸から収集
野生動物の死体	申込みによりその都度、各戸から収集又は受入
捕獲動物の死体	市と委託先との契約に基づき決定
実験動物の死体	排出者と許可業者との契約に基づき決定

(4) 収集運搬・中間処理・最終処分の計画

種 類	収集運搬		中間処理(焼却)			最終処分(埋立)	
	収集運搬者	収集運搬量	施設名称	搬入量	残渣量	最終処分場名称	処理量
犬、猫等の死体	市及び猪名川動物霊園	6,300 体/年	猪名川動物霊園	6,300 体/年	0.9 t/年	東部山間埋立処分地	0.9 t/年
野生動物の死体							
捕獲動物の死体	猪名川動物霊園	2.0 t/年	猪名川動物霊園	2.0 t/年			
実験動物の死体	美濃ラボ	30 t/年	美濃ラボ	30 t/年	1.2 t/年	—*	—
	猪名川動物霊園	24 t/年	猪名川動物霊園	24 t/年	1.0 t/年	大阪湾広域臨海環境整備センター	1.0 t/年

* 人工砂として路盤等にリサイクル

ア 中間処理施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
美濃ラボ (動物汚物焼却炉)	固定式	3.4 t / 日	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1
猪名川動物霊園	連続燃焼式	4.6 t / 日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷 51 番地 2

第 2 章 生活排水処理実施計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量見込み

12,400 kL / 年

2 処理主体

種類	収集運搬	処分
し尿	市（直営及び委託）	市（直営）
浄化槽汚泥	許可業者	市（直営）

3 収集運搬の概要

区分	収集回数	収集の方法
し尿	概ね月 1 回	各戸収集
浄化槽汚泥	排出者と許可業者との契約に基づき決定	許可業者が収集

（し尿収集については、し尿収集車による作業が実施できない場所での収集は行わない。また、下水道処理区域となって 3 年を経過した地区においては、概ね 20 日ごとに収集を行う。）

4 収集運搬及び処理の計画

区分	収集運搬			処分	
	主体	量	対象世帯数	方法	量
し尿	市	5,500kL/年	1,602 世帯	下水道投入	5,500kL/年
浄化槽汚泥	許可業者	6,900kL/年	2,977 世帯	下水道投入	6,900kL/年

(1) 前処理施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
し尿前処理施設	下水道投入方式	77kL / 日	京都市南区西九条森本町 83 番地 1

（環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課）